

プロポーザル参加意向申出書等に関する質問に対する回答

業務名	質問	回答
豊橋市障害児者相談支援事業委託業務	契約上限金額について、人員一人あたりの金額に消費税及び地方消費税を含むとあるが、実際の税額はいくらになるか。	契約候補者の特定後、豊橋市は契約候補者と参考見積金額を超えない金額で契約しますので、実際の税額は契約金額によって決まります。契約金額の110分の10が消費税及び地方消費税となります。
豊橋市障害児者相談支援事業委託業務	常勤の相談支援専門員を1名以上配置とあるが、計画相談との兼務は可能か。	委託業務時間は1日7時間程度を想定しているため、それ以外の時間で計画相談業務を行うことは可能です。
豊橋市障害児者相談支援事業委託業務	公用車、携帯電話など業務委託にあたり導入が必要なものの経費は、契約金額の中に含まれるか、準備金などが別途あるのか。	事業の実施にあたり必要となる物品等があれば受託者様にてご用意いただくため、その必要経費についても契約金額に含んでお見積もりくださいますようお願いいたします。
豊橋市障害児者相談支援事業委託業務	社会情勢による物価上昇や最低賃金の想定以上の上昇など齟齬が発生した場合の契約金の上乗せや補填といった用意はあるか。	契約上限金額については、今後の賃金上昇を見込んだ形で算出しております。そのため、人件費の変動等を原因とする契約変更は想定しておりませんが、契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受託者が協議して定めることとします。
豊橋市障害児者相談支援事業委託業務	<p>仕様書</p> <p>7. 配置職員等</p> <p>同要綱第5条による専門的職員として、相談支援従事者現任研修を修了（又は令和6年3月末までに修了見込）した相談支援専門員であり、<u>社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士又は保健師等、医療・福祉・保健・教育の何れかに関する資格を有し、福祉業務の実務経験10年以上の者を常勤で1名以上配置し、障害種別に関わらず相談支援等を行うものとする</u></p> <p>問1：下線部につき、資格とは「国家資格」を指し示すものか？</p> <p>問2：配置職員の保有資格は個別質問が可能か？</p>	<p>問1に対する回答：障害児者相談支援事業を実施するうえで有益と豊橋市が認める国家資格等を想定しております。</p> <p>問2に対する回答：保有資格に関する確認については、個別質問を可能とします。</p>

プロポーザル参加意向申出書等に関する質問に対する回答

業務名	質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・とよはし総合相談支援センター運営事業（相談員）委託業務 ・豊橋市障害児者相談支援事業委託業務 	<p>重層的体制整備を行うにあたり、最上位に来るはずの基幹センターの、とよはし総合相談支援センター運営業務（相談員）委託業務の職員配置の要件で相談支援従事者初任者研修が要件になっているが、豊橋市障害児者相談支援事業委託業務の職員配置の要件で相談支援従事者現任研修修了者としているのは何故なのかを教えてください。</p>	<p>とよはし総合相談支援センター運営業務（相談員）委託業務の実施にあたっては、地域包括支援センターや特別支援学校等との他機関連携が重要であり、重層的支援体制の整備を図る必要があるため、幅広い人材が参加できるように初任者研修以上を要件としました。</p> <p>一方、豊橋市障害児者相談支援事業委託業務の実施にあたっては、指定相談支援事業所では対応が難しい困難ケース等に継続的に対応して頂くため、より相談支援業務の経験が豊富な現任研修修了者を要件としています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・とよはし総合相談支援センター運営事業（相談員）委託業務 ・とよはし総合相談支援センター運営事業（医療的ケア児等支援マネージャー）委託業務 	<p>とよはし総合相談支援センター運営事業（相談員）委託業務と、とよはし総合相談支援センター運営事業（医療的ケア児等支援マネージャー）委託業務との委託費の違いについて、医療的ケア児等支援マネージャーは初めて行う事業の為、1から下地を作っていく事業と認識している。また相談支援従事者初任者研修の資格要件もある為、普段は相談員の業務も行うと思われるが、とよはし総合相談支援センター運営事業（相談員）委託業務は平成24年から開始している事業の為、ある程度の方向性や業務の仕方が決まっていること、人数としても3人体制である事を考慮しても、医療的ケア児等支援マネージャーの業務の方が明らかに業務内容が大変と思われるが、委託費が医療的ケア児等支援マネージャーの方が低い設定になっているのは何故か教えてください。</p>	<p>契約上限金額の算出方法についてはお答えできませんが、各委託業務の内容については、別添のとおり想定しており、とよはし総合相談支援センター運営事業（医療的ケア児等支援マネージャー）委託業務については、主に医療的ケア児等の相談・支援体制整備に関する業務を行うことを想定しております。</p>